

# 余裕期間設定工事の試行継続について

【令和7年度継続・改正点なし】

## 制 度

【令和5年4月1日から施行】

## 目 的

- 柔軟な工期設定により施工時期の平準化を図り、人材・資機材の効率的な活用や年間を通じて働ける環境整備を通じた技術者・技能者の処遇改善
- 建設生産システムの改善による円滑な施工体制の確保

## 概 要

- 余裕期間設定工事とは、契約ごとに、**60日以内で余裕期間※1を設定して発注し、**工事開始日もしくは工事完了期限日を発注者が指定、または、受注者が選択できる工事

※1「余裕期間」・・・契約期間内であるが、実工期外であるため、受注者は主任(監理)技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間  
工事着手以外の工事のための準備工事(調査・測量、現場事務所の設置等工事、施工上必要な準備に要する業務等)を含め着手してはならない(要領第2条、第7条関連)

## 対象工事

- 対象工事は、余裕期間を設定することが有益であると想定される工事の中から発注者が指定し、入札公告等で余裕期間設定工事である旨を明示した工事（要領第3条）
- 令和5年度から、一般競争入札を適用する全ての工事に加えて、指名競争入札を適用する全ての工事に拡大

## 香川県余裕期間設定工事試行要領

- 香川県ホームページに掲載

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/gijutsukikaku/kiteishuu/rinksaki/hatarakikatakanren.html>



# 余裕期間設定工事における技術者の配置について（イメージ）

## 入札参加時

様式第3号  
配置予定技術者



※配置予定技術者は最大3名まで提出できる。

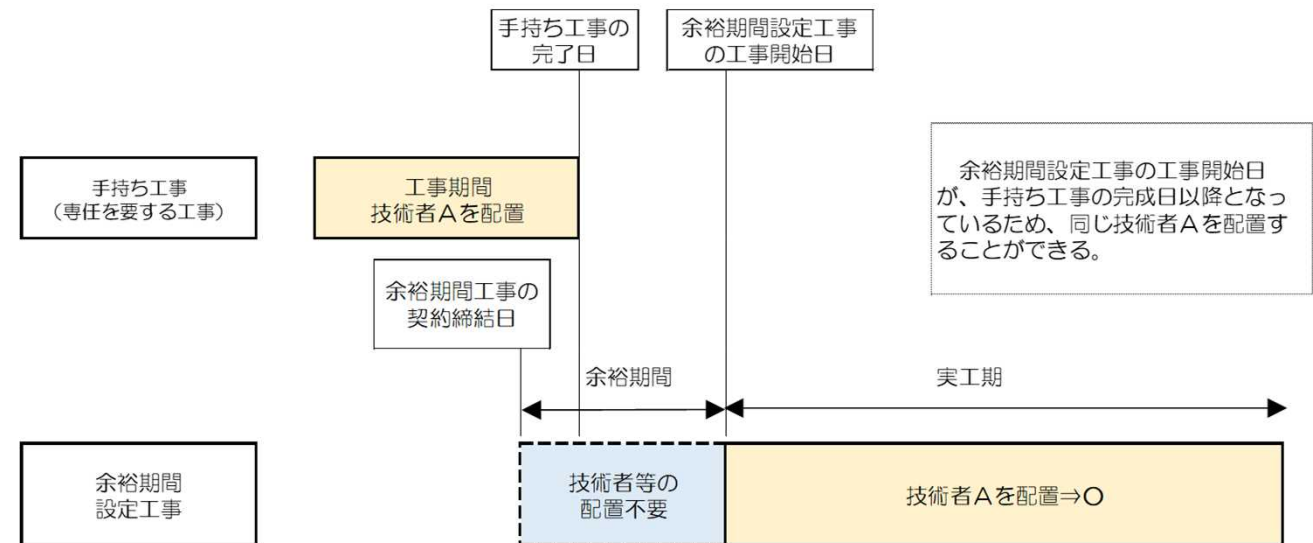
（例）技術者A：入札参加時手持ち工事有  
技術者B：手持ち工事なし

### 【注意】

※工事開始日において確実に配置できる技術者を提出してください。  
※通常工事と同様、落札決定後に技術者が配置できないとなった場合は、指名停止の措置の対象となることがあります。

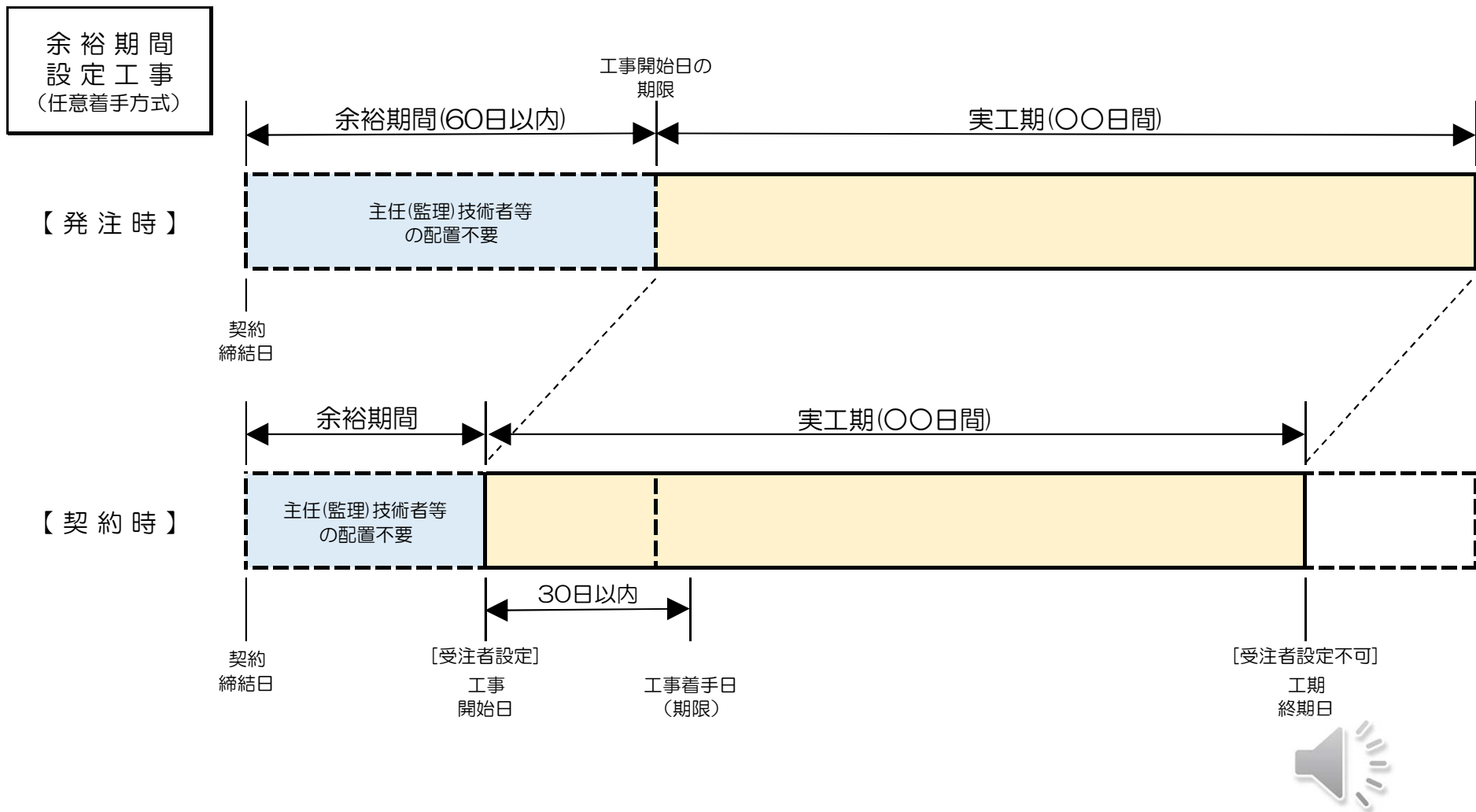
## 余裕期間内

（別紙3）  
現場代理人及び  
技術者選任通知書



- ・現場代理人及び技術者専任通知書の提出は、配置が確実にになった技術者について、工事開始日までに、（別紙3）「現場代理人及び技術者選任通知書」で発注者に提出すること。
- ・CORINSへの受注登録については、契約後、土日祝日等を除き10日以内に、または工事開始日までに行うこと。





余裕期間  
設定工事  
(フレックス方式)

